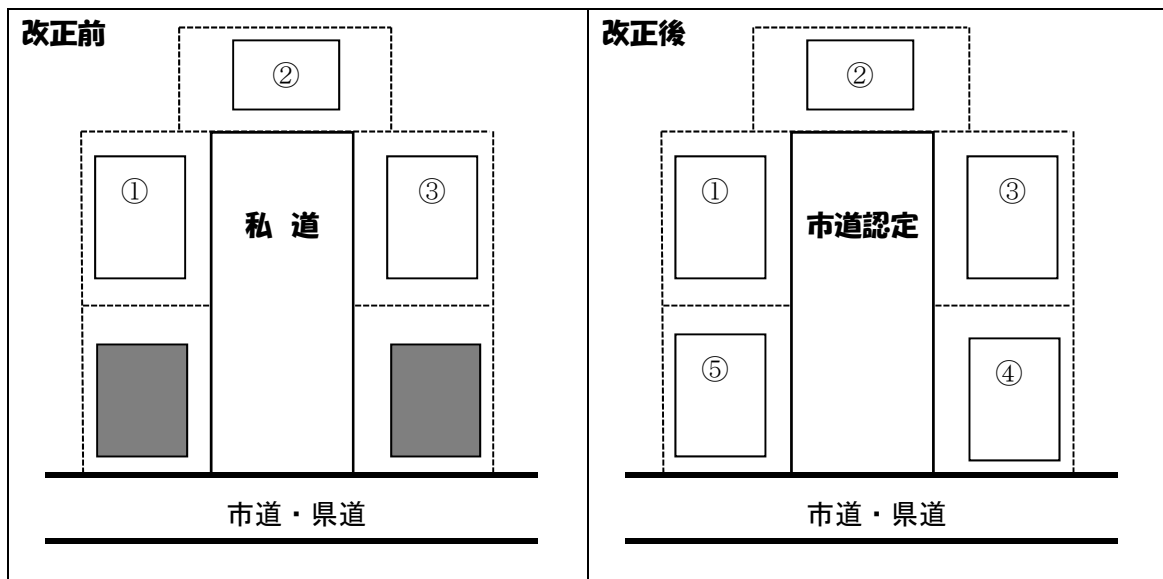


## 市道の認定について、基準を見直しました。

※行き止まりの私道について、区画要件の緩和を行いました。

市道として路線を認定するためには、一定の基準(道路の幅員、側溝の設置)を満たす必要があります。

そのうち、袋路状道路で、建築の用に供する目的の土地5区画以上が、当該道路に隣接する場合は、市道認定が可能になりました。



※市道認定には、その他要件がありますので、詳しくは、佐賀市の担当部署にご相談ください。

担当部署 旧佐賀市管内は、

道路管理課 TEL 0952-40-7175

大和町、富士町、三瀬村の地区は、

北部建設事務所 TEL 0952-58-2863

諸富町、川副町、東与賀町、久保田町の地区は、

南部建設事務所 TEL 0952-45-1804